

分野別協議会に係る今後の取組の方向性について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

育成就労制度の運用開始に向けて、制度所管省庁と分野所管省庁が連携して分野別協議会に係る下記の取組を推進する。

- ① 外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求める。
また、協議会において自主的なチェック（例えば、定期的な実地調査等）を実施し、遵守事項に従わない構成員を除名・退会させることが可能な実効性のある仕組みを構築することについて検討する。
- ② 現行の特定技能制度における分野別協議会において、受入れ機関に対する法令遵守の啓発を行うとともに、受入れ機関等からの相談に応じる窓口を設ける。
- ③ 相談等を端緒に法令違反の疑いのある受入れ機関等を把握した場合には関係機関に情報提供を行う仕組みを確立する（ネットワークの整備等）。
- ④ 制度所管省庁は、分野所管省庁と協力しつつ、定期的に取り組状況を把握し、事例（優良事例、不適切事例等）等を各分野別協議会に横展開するなど、分野別協議会の活性化に向けて積極的に支援する。